

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

行政職給料表

等級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	66	16.18	主事 技師	55 11	143	35.05	係員級
2級	主任の職務	77	18.87	主任 専任員(再任用常勤)	64 13			
3級	1 係長の職務 2 主査の職務 3 主任専任員の職務	73	17.89	係長 主査 主任専任員	27 37 9	73	17.89	係長級
4級	1 課長補佐、次長又は副専門検査員の職務 2 主幹の職務	137	33.58	課長補佐 次長 主幹	32 12 93	137	33.58	課長補佐級
5級	1 課長、総合支所長、館長、室長、所長、事務長又は専門検査員の職務 2 副参事の職務	42	10.29	課長 総合支所長 館長 室長 所長 事務長	31 2 1 6 1 1	42	10.29	課長級
6級	1 監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長又は農業委員会事務局長の職務 2 参事の職務	6	1.47	監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 参事	1 1 1 1 1 1	6	1.47	参事級
7級	1 部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長又は議会事務局長の職務 2 理事の職務	7	1.72	部長 議会事務局長	6 1	7	1.72	部長級
合計		408						

医療職給料表(一)

等級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	診療所の医師の職務	0	0		
2級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う診療所の医師の職務	0	0		
3級	診療所の所長の職務	1	100.00	市浦医科診療所長	1
4級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う診療所の所長の職務	0	0		
合計		1			

医療職給料表(二)

等級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	栄養士又は診療放射線技師の職務	0	0		
2級	困難な業務を行う栄養士又は診療放射線技師の職務	3	60.00	栄養士 診療放射線技師	2 1
3級	主任の職務	2	40.00	主任	2
4級	1 係長の職務 2 主査の職務	0	0		
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	0	0		
合計		5			

医療職給料表(三)

等級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	准看護師の職務	0	0		
2級	1 看護師又は保健師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務	9	37.50	保健師 看護師 専任員	7 1 1
3級	主任の職務	2	8.33	主任	2
4級	1 係長の職務 2 主査の職務	4	16.67	係長 主査	1 3
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	9	37.50	課長補佐 次長 主幹	3 1 5
合計		24			

教育職給料表(一)

等級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	専任教員の職務	0	0		
2級	1 教務主任の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う専任教員の職務	7	87.5	教務主任 専任教員 専任員(再任用短時間)	1 5 1
3級	教務長又は副教務長の職務	1	12.5	教務長	1
合計		8			

教育職給料表(二)

等級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	指導主事の職務	0	0		
2級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う指導主事の職務	4	66.66	指導主事	4
3級	主任指導主事の職務	1	16.67	主任指導主事	1
4級	学校教育課長の職務	1	16.67	学校教育課長	1
合計		6			

単純労務職給料表

等級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能技師又は技能主事の職務	0	0		
2級	相当高度の技能又は経験を必要とする技能技師又は技能主事の職務	5	29.41	専任員(再任用常勤) 専任員(再任用短時間)	3 2
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師又は技能主事の職務	0	0		
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能技師又は技能主事の職務	1	5.88	技能技師	1
5級	1 主任技能技師又は主任技能主事の職務 2 極めて高度の技能又は経験を必要とする技能技師又は技能主事の職務	11	64.71	技能技師 技能主事	5 6
合計		17			

※五所川原地区消防事務組合から派遣されている職員1名 は派遣元の給料表(消防職)を使用しているため、上記には含まれていない。